

選挙管理委員会規定

第1条 この規定は赤堀中学校生徒会会則第10条に基づいて会長・副会長・書記・会計を選挙する規定である。

第2条 選挙管理委員会は各学級より選ばれた男女各1名の選挙管理委員によって構成する。

- ① 立候補者又は各学級より推薦された候補者を決定する。
- ② 選挙の告示並びに候補者の工事を行う。
- ③ 選挙ではビラやカードを配ることはできない。
- ④ 立会演説会は選挙日当日までに管理委員の指示に基づいて行う。
- ⑤ 立会演説会の後に選挙運動をすることはできない。

第3条 投票用紙は管理委員会で作成し、当日配布する。投票方法は役職に関係なく投票し、無記名とする。

第4条 有権者は赤堀中学校在籍の生徒会員とし、当日欠席者は危険とする。ただし、あらかじめ前もって申し出があった者については、選挙管理委員会の指示により、不在者投票を行うことができる。

第5条 違反者があったとき候補者は失格、当選は無効とする。

第6条 選挙に関しこの規定に定めていない事柄についてはそのつど選挙管理委員会で協議して決める。

附則 この選挙管理委員会規定は平成21年4月1日より実施する。